

提出日 年 月 日

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症報告書

大阪府立香里丘高等学校長様

下記のとおり、「インフルエンザ/新型コロナウイルス感染症」と診断され、療養していたことを報告します。

診断名	インフルエンザ(A・B・不明) / 新型コロナウイルス感染症
医療機関名	
医療機関所在地	
発症日	令和 年 月 日()
自宅療養期間	令和 年 月 日() ~ 月 日()
解熱日/症状軽快日	令和 年 月 日()
医師の指示事項	
添付書類	検査結果 ・ その他() ※インフルエンザ/新型コロナウイルス感染症に罹患したことが わかる書類のコピーを添付してください。

保護者の方へ

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症と診断された場合、学校保健安全法施行規則により下記の期間出席停止になります。医師に自宅療養期間を確認していただき、上記報告書に必ず保護者が記入し、療養直後の登校日に学級担任に提出してください。(罹患した事が分かる書類があれば医師による証明書は不要です。)

- インフルエンザ：発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
- 新型コロナウイルス感染症：発症翌日から5日間、かつ症状軽快後1日を経過するまで

年 組 番 生徒名 _____

保護者署名 _____

回覧順序 担任 → 教務(原本)

インフルエンザ 出席停止 早見表

パターン	発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目	備考
A	発症		解熱後 1日目	解熱後 2日目			登校可			解熱が早くても発症してから5日経過しなければ登校できません。
B	発症		解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目		登校可			
C	発症			解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可			
D	発症				解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可		
E	発症					解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可	

※インフルエンザの出席停止期間は『発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで』です。

発症日・解熱日を0日目と考え、そこから1日、2日と数えます。

※「解熱」…熱が下がって、その後に熱が上がらなくなった状態のこと。一旦下がってもまた熱が上がる
ことがあるので注意してください。

新型コロナウイルス感染症 出席停止 早見表

パターン	発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	備考
A	発症	症状軽快	症状 軽快後 1日目				登校可		症状軽快から1日経過しても発症してから5日経過しなければ登校できません。
B	発症		症状軽快	症状 軽快後 1日目			登校可		
C	発症			症状軽快	症状 軽快後 1日目		登校可		
D	発症				症状軽快	症状 軽快後 1日目	登校可		
E	発症					症状軽快	症状 軽快後 1日目	登校可	

※新型コロナウイルスの出席停止期間は『発症後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで』

です。発症日・症状軽快日を0日目と考え、そこから1日、2日と数えます。

※「症状軽快」…解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることをいいます。